

狂犬病

狂犬病は、世界のほとんどの地域で依然として発生している病気ですので、海外に渡航、滞在される方は次の点にご留意ください。

予防方法

- ▶ 日本人は犬や猫を見ると無防備に手を出したり、なでたり、手から直接えさをあげたりしますが、むやみに犬や猫、その他の動物には手を出さないようにしてください。他人のペットであっても要注意です。
- ▶ 具合の悪そうな動物には近づかない。狂犬病の犬は、多量のヨダレを垂らし、物にかみつく、無意味にうろうろするなど独特の行動をします。
- ▶ 犬を飼っている方は必ず犬の予防接種を受けさせてください。

予防接種

- ▶ 渡航、滞在先で動物を対象に活動する場合や付近に医療機関がない地域に滞在する場合は、事前に狂犬病ワクチンを接種することをお勧めします。狂犬病ワクチンは初回接種28日後、6～12カ月後の計3回接種します。予防接種は、日本国内の各検疫所等で受けることができます。

犬や猫の飼育はマナーを守りましょう！

- 近所に迷惑のかかることのないよう、飼い主はマナーを守りましょう。
- 犬や猫・その他のペットは、最後まで責任を持って飼いましょ。
- 犬や猫の散歩時のふんの後始末は、飼い主の責任で処理しましょう。
- 犬や猫の放し飼いは、他人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- 犬の散歩をするときは、必ずひもなどでつなぎましょう。

日程	時間	場所
5月22日(金)	8:50 ~ 9:00	平岸東町会館前
	9:10 ~ 9:20	平岸高齢者コミセン前
	9:30 ~ 9:40	平岸生活館前(曙町)
	9:50 ~ 10:00	茂尻春日町内会館前(寿の家)
	10:10 ~ 10:20	茂尻栄町会館前
	10:30 ~ 10:45	茂尻生活館前
	10:50 ~ 11:00	百戸コミセン前
	11:10 ~ 11:20	日の出地区集会所前
	11:25 ~ 11:40	福栄地区集会所前
	11:45 ~ 11:55	総合体育館裏
	13:00 ~ 13:10	旧公民館前
	13:20 ~ 13:30	美園町内会館前
	13:40 ~ 13:50	豊里ふるさと会館前
	14:00 ~ 14:10	幸町会館前
14:15 ~ 14:25	昭和町内会館前(寿の家)	
14:35 ~ 14:45	豊丘地区集会所前	
14:50 ~ 15:00	赤間生活館前	
15:05 ~ 15:20	文京生活館前	
15:30 ~ 15:45	若木生活館前	
15:55 ~ 16:10	共和地区集会所前	
16:20 ~ 16:30	住吉獅子会館前	
5月23日(土)	9:00 ~ 9:20	東公民館前
	9:40 ~ 10:00	文京生活館前
	10:10 ~ 10:30	市役所コミセン前

狂犬病の予防接種は飼い主の義務です！！

狂犬病予防法により生後91日以上
の犬は、必ず登録と狂犬病予防注射
を受けなければなりません。予防注
射は毎年接種しなければなりません
が、登録は一度行えば、以降必要あり
ません。



・登録と注射を行う場合

登録料	3,000円
注射料	2,560円
注射済票 交付手数料	550円
合計	6,110円

・注射のみを行う場合

注射料	2,560円
注射済票 交付手数料	550円
合計	3,110円

おつりのらないようご協力をお願いします。

犬の登録と狂犬病予防注射

※不都合の場合は、あかびら動物病院(東大町3-13)にて実施してください。☎32-2780(予約制)

問合せ 環境交通係 ☎32-2215

軽自動車税の減免申請

市税係 ☎32-2219

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをされますようお願いいたします。

▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

(1)もっぱらその障がいのある方が運転するもの
 (2)もっぱらその障がいのある方の通院、通学などのために、

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
視覚障がい	○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○該当 △咽頭摘出による障がいに限る

その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの
 ▼「障がいのある方のみで構成される世帯において障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、もっぱらその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

適用基準

平成27年4月1日現在で、次の各手帳等の交付を受けている方で、用途、障がいの程度及びその車両の構造によって対象となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・左表のとおり
- ② 知的障がいのある方
 - ・療育手帳の交付を受けている方

- ・知的障害者更正相談所または児童相談所の交付する判定書面により知的障がいがあると判定された方
- ③ 精神に障がいのある方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障がいの等級が1級、2級、3級の方）
 - ・精神保健指定医の診断書により精神に障がいがあると診断された方

- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
 - ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方
- ⑤ 特別仕様車
 - ・その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するために造られた軽自動車

主な条件

- ・減免は1人につき1台までです（普通自動車税の減免を受けている方は対象になりません）。
- ・市社会福祉課より、タクシーチケットの交付を受けられている方は対象になりません。

申請期間など、くわしくは軽自動車税納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。

赤平市市税等収納向上対策本部

軽自動車の手続きは

忘れずに!!

今月は、軽自動車税の納付書が発布され、6月1日(月)が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車、バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車両が無く、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合、廃車・譲渡等の手続きが完了しておりません。

そのまま手続きを行わず放置しておくとお手元に車両が無いにも関わらず、税金だけが課税されます。未納が続くと支払いが困難となり、著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、市が現在行っている「行政サービスの制限等を実施する場合がありますので、注意してください」。

廃車・譲渡等の手続きは下記までご相談ください。

- 赤平市ナンバー
税務課市税係 ☎32-2219
- 札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(125cc~250cc以下))
札幌市北区新川5条20丁目1-20
札幌地区軽自動車協会
☎050-3816-1763
- 札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))
札幌市東区北28条東1丁目
北海道運輸局札幌運輸支局
☎050-5540-2001
- 納税に関するご相談
税務課納税係 ☎32-2219

● 今月の納税 ●

固定資産税・都市計画税 第1期
 軽自動車税 定期
 納期限 6月1日(月)まで

納期が過ぎた税や料金には、原則として督促状を發布します!!

■ 事務局 ■
 税務課納税係
 ☎32-2219